

証券コード 2762

2024年9月12日

(電子提供措置の開始日 2024年9月5日)

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目10番14号

株式会社SANKO MARKETING FOODS

代表取締役社長 長澤 成博

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第48期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.sankofoods.com/ir/meeting/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（SANKO MARKETING FOODS）または証券コード(2762)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2024年9月26日（木曜日）午後7時までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年9月27日（金曜日）午前11時（受付開始午前10時30分）
2. 場 所 東京都中央区銀座2-15-6
銀座プロッサム中央会館
※前回とは会場が異なりますのでご注意ください。
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第48期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第48期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）
計算書類報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

~~~~~  
◎本株主総会において、お土産及びお飲み物のご用意はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第15条の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。従いまして、当該書面は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

○事業報告の以下の事項

- ・企業集団の現況のうち、「事業の経過及び成果」「次期の見通し」「財産及び損益の状況」「対処すべき課題」「主要な事業内容」「主要な営業所等」「従業員の状況」「主要な借入先の状況」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」
- ・株式の状況
- ・新株予約権等の状況
- ・会計監査人の状況
- ・業務の適正を確保するための体制
- ・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

○連結計算書類

- ・「連結貸借対照表」「連結損益計算書」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

○計算書類

- ・「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

○監査報告

- ・連結計算書類に係る会計監査人監査報告
- ・会計監査人監査報告
- ・監査役会監査報告

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

◎株主総会終了後に、株主の皆様にご理解を深めていただくため、事業説明会を予定しておりますので、何卒ご出席賜りますようお願い申し上げます。

◎当日会場にご来場いただけない株主様のために、株主総会の様子をインターネットで配信（ライブ配信による視聴のみ）いたします。株主様のプライバシーには、十分配慮して運営いたしますが、予めご了承くださいませようお願いいたします。

<https://youtube.com/live/ZX7Tm8EUGz8?feature=share>



# インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権  
行使期限

2024年9月26日(木曜日)  
午後7時まで

議決権行使  
ウェブサイト

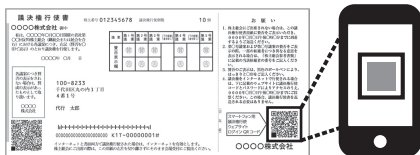
<https://www.web54.net>



## 「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

## ① ご注意事項

- ※ 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ※ パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

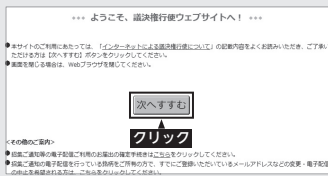
## インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 9:00~21:00

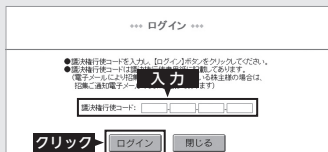
## アクセス手順について

### 1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



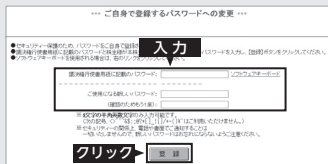
「次へすすむ」をクリック

### 2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

### 3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

# 事業報告

(2023年7月1日から  
2024年6月30日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ③ 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、新規出店によるものを中心に、2億76百万円であります。

#### ④ 資金調達の状況

当連結会計年度において、2023年1月に発行した第5回新株予約権の行使により5億63百万円を調達し、また、2024年4月に発行した第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第6回新株予約権の行使により2億2百万円の調達を行いました。

#### ⑤ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

#### ⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2023年12月に株式会社牧原水産が運営する一部店舗の契約上の地位の移転を行い、同店舗の運営を譲り受けました。

#### ⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

#### ⑧ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名         | 資本金   | 当社の出資比率 | 主要な事業内容          |
|-------------|-------|---------|------------------|
| 株式会社SANKO海商 | 60百万円 | 100%    | 水産仲卸、加工業         |
| 総合食品株式会社    | 25百万円 | 100%    | 水産物の売買、<br>受託輸出入 |

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況

#### ① 取締役及び監査役の氏名等

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                |
|----------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 長澤成博  | 株式会社SANKO海商代表取締役社長<br>総合食品株式会社代表取締役社長                                                                                       |
| 取締役会長    | 平林隆広  | 有限会社神田コンサルティング取締役                                                                                                           |
| 常務取締役    | 富川健太郎 | 執行役員事業開発本部長<br>AKIKO SERVICE AND TRADING JOINT STOCK COMPANY COO<br>株式会社SANKO海商取締役                                          |
| 取締役      | 佐伯崇司  | 執行役員外食ビジネスユニット統括<br>株式会社Office TSY代表取締役社長<br>株式会社金港ホールディングス取締役                                                              |
| 取締役      | 土屋隆也  | 執行役員グループ水産統括<br>伊豆組合造船株式会社取締役                                                                                               |
| 取締役      | 河野恵美  | アイテ・カンパニー株式会社代表取締役                                                                                                          |
| 取締役      | 田中研次  | 有限会社坤ストゥーディオ代表取締役                                                                                                           |
| 常勤監査役    | 滝澤正樹  |                                                                                                                             |
| 監査役      | 三村藤明  | アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業<br>パートナー弁護士<br>富士製薬工業株式会社社外監査役                                                                     |
| 監査役      | 山下貴   | 山下貴税理士事務所所長<br>萌インターナショナル株式会社監査役<br>公益財団法人国際科学振興財団監事<br>山形大学客員教授<br>中央大学大学院法務研究科客員教授<br>早稲田大学大学院法務研究科非常勤講師<br>株式会社アガツマ社外取締役 |

- (注) 1. 取締役河野恵美、田中研次の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役滝澤正樹、三村藤明、山下貴の3氏は、社外監査役であります。
3. 監査役滝澤正樹氏は、上場企業における常勤監査役の経験があり、人事並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役三村藤明氏は、弁護士としての長年の経験により会社法制に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役山下貴氏は、税理士として長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役河野恵美、田中研次、監査役滝澤正樹、三村藤明、山下貴の5氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社の定款に基づき、法令が規定する額の範囲内としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、会計監査人及び執行役員並びに子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）について填補することとしております。

(2) 役員の報酬等の決定方針の決定方法及び当該方針の内容

当社は2021年1月22日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その決定方針の内容は以下のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期にわたる企業価値の持続的な向上を重視し、企業価値の持続的な成長に欠かせない優秀な人材の獲得・確保が可能となる報酬体系及び報酬水準であり、国、地域、男女の別を問わず、職責と成果に基づく公平かつ公正な報酬制度とすることを基本方針とします。具体的には社内取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬、業績連動を考慮した賞与及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬を支払うこととします。

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、役位、職責に応じた職務遂行を促すための月例の固定報酬とします。具体的な各取締役の報酬額について、代表取締役社長が起案し、取締役会決議に基づき、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、担当職務に応じて、各期の業績、貢献度、他社水準、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して取締役会で決定するものとします。

- ③ 賞与の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）  
事業年度毎の業績目標の達成に向けて、成果を積み上げるための業務執行取締役を支給する業績連動報酬とします。  
具体的な各取締役の報酬額は、事業年度毎の業績目標の達成度等に応じて、0または経常利益額の10%を上限として、各事業年度終了後に一括して支給することとします。目標となる業績指標とその値は、中長期計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行い、取締役会において決定します。
- ④ 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）  
中長期的な企業価値の向上を重視した経営を推進するための業績連動報酬とし、株主総会で決議された株式報酬限度額の範囲内で、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定します。
- ⑤ 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針  
当社の取締役の報酬水準及び報酬の構成割合は、優秀な人材の獲得・確保が可能となる競争力のある報酬水準となるよう、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、ベンチマーク企業群の動向や当社業績を参考に決定します。
- ⑥ 当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が、決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由  
当社においては、個人別の上記報酬等の決定手続きについては、各報酬の決定方針に従い、取締役会にて個別決定しておりますことから、決定方針に沿うものであると判断しております。



### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 数<br>(名) | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬額の種類の総額 (百万円) |             |            |
|--------------------|----------------|-----------------|-----------------|-------------|------------|
|                    |                |                 | 基本報酬            | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 7<br>(2)       | 56<br>(8)       | 56<br>(8)       | -<br>(-)    | -<br>(-)   |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(3)       | 14<br>(14)      | 14<br>(14)      | -<br>(-)    | -<br>(-)   |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 10<br>(5)      | 71<br>(22)      | 71<br>(22)      | -<br>(-)    | -<br>(-)   |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2007年9月20日開催の第31期定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役2名。）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2008年9月25日開催の第32期定時株主総会において、年額400百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役3名。）です。
3. 取締役（社外取締役を含まない。）の譲渡制限付株式報酬限度額は、2019年9月27日開催の第43期定時株主総会において、年額400百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は5名です。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該法人等と当社との関係
- 取締役河野恵美氏は、アイテ・カンパニー株式会社の代表取締役を兼務しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。
  - 取締役田中研次氏は、有限会社坤ストウディオの代表取締役を兼務しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。
  - 監査役三村藤明氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業のパートナー及び富士製薬工業株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、同所及び同社と当社との間には特別の関係はありません。
  - 監査役山下貴氏は、山下貴税理士事務所の所長、公益財団法人国際科学振興財団の監事、萌インターナショナル株式会社の監査役、株式会社アガツマの社外取締役、中央大学大学院法務研究科客員教授、山形大学客員教授及び早稲田大学大学院法務研究科非常勤講師を兼務しておりますが、同所、同法人、同社及び同大学と当社との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

|             | 活 動 状 況                                                                                                               |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 河 野 恵 美 | 当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席し、主にPR・ブランディング戦略の観点から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。                                |
| 取締役 田 中 研 次 | 当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席し、主に飲食店舗のメニューや食品全般の味付けにかかわるコンサルタントとしての専門的な観点から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。       |
| 監査役 滝 澤 正 樹 | 当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会14回の全てに出席し、人事総務・内部統制に関する深い知見から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。   |
| 監査役 三 村 藤 明 | 当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会14回のうち13回に出席し、弁護士としての専門的な見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。 |
| 監査役 山 下 貴   | 当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会14回の全てに出席し、税理士としての専門的な見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。       |

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

現在生じている利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図ることを目的として、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振替えることにより、利益剰余金の欠損を填補したいと存じます。

減少する剰余金の項目及びその額、増加する剰余金の項目及びその額は次のとおりであります。

1. 減少する剰余金の項目及びその額  
    その他資本剰余金      656,652,682円
2. 増加する剰余金の項目及びその額  
    繰越利益剰余金      656,652,682円

## 第2号議案 取締役7名選任の件

本總會終結の時をもって取締役7名全員は任期満了となります。つきましては、取締役計7名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                  | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | なが さわ なる ひろ<br>長澤成博<br>(1967年11月30日生)                                                         | 1997年10月 株式会社光通信入社<br>2001年1月 ジェイフォン東日本株式会社<br>(現 ソフトバンク株式会社) 入社<br>2007年1月 当社入社 社長室長<br>2007年9月 取締役社長室長<br>2008年1月 取締役総合企画ユニット担当<br>2011年3月 常務取締役営業本部長<br>2011年5月 株式会社三光FCシステムズ(現 当社)<br>代表取締役<br>2013年2月 常務取締役執行役員経営管理本部長<br>2015年7月 常務取締役執行役員<br>2016年9月 取締役<br>2016年10月 株式会社レーサム入社<br>新規事業本部副本部長<br>2017年2月 株式会社WeBase代表取締役<br>2018年8月 取締役執行役員<br>2018年9月 代表取締役社長執行役員<br>2020年8月 代表取締役社長執行役員外食事業本部長<br>2021年2月 代表取締役社長(現任)<br>2021年11月 株式会社SANKO海商代表取締役社長<br>(現任)<br>2022年7月 総合食品株式会社代表取締役社長(現任) | 21,500株    |
|       | 【取締役候補者とした理由】<br>外食産業を熟知していることに加え、他業界での経営者としての経験も有しており、事業を的確かつ迅速に質的転換させるために適任であると判断したためであります。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |            |
| 2     | ひら ぼやし たか ひろ<br>平林隆広<br>(1974年11月25日生)                                                        | 1998年6月 当社入社<br>1998年6月 取締役<br>2002年4月 常務取締役社長室長<br>2002年6月 有限会社神田コンサルティング取締役<br>(現任)<br>2004年1月 代表取締役専務取締役営業本部長兼開発本部長<br>2008年6月 代表取締役専務取締役営業ユニット担当<br>2008年7月 アジアンエイト株式会社(現 当社)代表取締役<br>2013年9月 代表取締役社長開発本部長<br>2017年10月 代表取締役社長執行役員<br>2018年9月 取締役会長(現任)                                                                                                                                                                                                                                          | 3,506,800株 |
|       | 【取締役候補者とした理由】<br>当社で約20年以上取締役を歴任しており、今後の業績回復に向けてこれらの豊富な経営経験を活かすことができると判断したためであります。            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |            |

| 候補者番号                                                                                                                              | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3                                                                                                                                  | とみ かわ けんたろう<br>富川 健太郎<br>(1978年9月16日生) | 2003年10月 司法書士事務所入所<br>2008年2月 当社入社<br>2014年7月 人事総務部長<br>2015年3月 社長室長<br>2016年10月 執行役員社長室長<br>2017年2月 執行役員社長室長兼サポートセンター長<br>2017年9月 取締役執行役員社長室長兼サポートセンター長<br>2020年10月 取締役経営管理本部長<br>2022年10月 常務取締役経営管理本部長<br>2023年1月 株式会社SANKO海商取締役副社長<br>2023年9月 常務取締役執行役員事業開発本部長(現任)<br>2024年5月 AKIKO SERVICE AND TRADING JOINT STOCK COMPANY COO(現任)<br>2024年6月 株式会社SANKO海商取締役(現任) | 3,200株     |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>当社入社以来、法務・コンプライアンス及び広報・IR等の幅広い部門の経験があり、会社全体を俯瞰できる深い知見を持ち合わせております。リスクマネジメントの観点からもその役割を担うことができると判断したためであります。 |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |            |
| 4                                                                                                                                  | つち や たか なり<br>土屋 隆也<br>(1964年10月23日生)  | 1981年10月 和泉陸運有限会社入社<br>1989年10月 下田土地建物株式会社入社<br>1995年10月 有限会社下田不動産取引設立代表取締役<br>2016年9月 家業の漁師(現任)<br>2017年3月 株式会社金虎丸漁業代表取締役<br>2018年7月 伊豆漁業協同組合組合員(現任)<br>2018年7月 伊豆漁業協同組合柿崎支所柿崎船主会副会長<br>2021年4月 株式会社森建取締役<br>2022年6月 伊豆組合造船株式会社取締役(現任)<br>2023年5月 株式会社伊豆幸設立代表取締役<br>2023年5月 当社執行役員水産事業統括<br>2023年9月 取締役執行役員グループ水産統括(現任)                                             | 0株         |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>長年にわたり静岡県下田において漁業に携わり、漁業に関する深い見識と経験を有していることに加え、全国の産地との強いつながりを持っており、当社が推し進める水産事業の成長に適任であると判断したためであります。      |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当<br>社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5     | こうの えみ<br>河野 恵美<br>(1966年11月20日生) | 1989年4月 株式会社リクルート人材センター（現<br>株式会社リクルートキャリア）入社<br>1997年2月 株式会社プチバトージャパン入社<br>1997年9月 同社営業統括部長<br>1999年3月 株式会社ファーストリテイリング入社<br>2000年5月 同社マーケティング本部広報部長<br>2003年8月 ナスステンレス株式会社（現 ナスラック株式会社）入社<br>2004年1月 同社執行役員マーケティング本部長<br>2004年10月 ホワイトトラッシュチャームズジャパン株式会社代表取締役社長<br>2007年3月 株式会社ベリテ取締役マーケティング本部長<br>2008年9月 アイテ・カンパニー株式会社代表取締役（現任）<br>2010年11月 株式会社リンクフローリスト取締役<br>2011年2月 同社代表取締役社長<br>2017年10月 ワイマラマジパン株式会社代表取締役社長<br>2019年9月 当社社外取締役（現任） | 0株             |
|       |                                   | <b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br>PR・ブランディング戦略の立案、実施により企業価値の向上及び売上拡大を推進した経験を活かし、当社のブランド再生に助言いただくことで、当社の経営体制をさらに強化できると判断したためであります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                |
| 6     | たなか けんじ<br>田中 研次<br>(1968年6月14日生) | 1988年3月 老舗イタリア料理店料理人<br>1997年10月 日清製油系レストラン総料理長<br>2004年2月 有限会社坤ストゥーディオ代表取締役（現任）<br>2022年9月 当社社外取締役（現任）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 10,000株        |
|       |                                   | <b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br>長年にわたり、国内外の著名レストランにて研鑽を積み重ね、数々の大手食品メーカーにてコンサルタントとして、レシピの提供及び商品の味付けに係る最終決定等に携わった経験を有しております。水産の6次産業化を目指す当社において、産地原料の付加価値化に必要な人材であると判断したためであります。                                                                                                                                                                                                                                                         |                |

| 候補者番号                                                                                                                    | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当<br>社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 7<br>※                                                                                                                   | あき た に ろう<br>秋 田 二 郎<br>(1963年12月16日生) | 1986年4月 株式会社トーマン<br>(現 豊田通商株式会社) 入社<br>1999年12月 株式会社光通信入社<br>2000年11月 同社執行役員 (財務担当)<br>2002年9月 株式会社アーニーコーポレーション<br>代表取締役<br>2004年6月 株式会社カネボウ化粧品入社<br>2005年1月 同社執行役管理本部長<br>2006年1月 同社執行役アジア営業推進室長<br>2006年9月 らでいっしょーや株式会社取締役<br>管理本部長<br>2009年5月 同社常務取締役 管理本部長<br>2014年9月 株式会社アーニー 代表取締役<br>2018年12月 株式会社ジャオダック取締役 (現任)<br>2024年6月 総合食品株式会社取締役管理部長 (現任) | 0株             |
| <p>【取締役候補者とした理由】<br/> 様々な業界、様々なステージの企業において、主として、財務、経営管理、海外事業分野の経営メンバーとして20年以上に及び経験を有していることから、経営に対する広い視野と深い知見を有しています。</p> |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                |

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 河野恵美氏及び田中研次氏は、社外取締役候補者であり、当社は、両氏が東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しており、両氏が再任された場合、引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 河野恵美氏は、現在当社の社外取締役であります。当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって5年であります。
5. 田中研次氏は、現在当社の社外取締役であります。当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。
6. 当社は、現行定款において、社外取締役との間で当社への損害賠償責任を法令が規定する額の範囲内とする契約を締結できる旨を定めており、社外取締役候補者である河野恵美氏及び田中研次氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないことを条件として、当社に対して賠償すべき額は、法令が規定する額の範囲内とし、この範囲を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約の効力は継続されます。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員がその職務に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。取締役候補者である長澤成博氏、平林隆広氏、冨川健太郎氏及び土屋隆也氏並びに社外取締役候補者である河野恵美氏及び田中研次氏の再任が承認された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員がその職務に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。取締役候補者である秋田二郎氏の就任が承認された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                               | 略歴、重要な兼職の状況                                             | 所有する当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|------------|
| うちだ よしき<br>内田 芳樹<br>(1954年9月26日生)                                                                                                          | 1979年4月 東京銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行                          | 0株         |
|                                                                                                                                            | 1992年5月 同行ロスアンゼルス支店課長                                   |            |
|                                                                                                                                            | 1998年3月 同行コンプライアンス室総括担当主任調査役                            |            |
|                                                                                                                                            | 1999年4月 全国銀行協会コンプライアンス委員                                |            |
|                                                                                                                                            | 2000年7月 アーサー・アンダーセンTLBA法務部門ディレクター                       |            |
|                                                                                                                                            | 2001年5月 米国ニューヨーク州弁護士登録                                  |            |
|                                                                                                                                            | 2002年7月 KPMGビジネスアシュアランス株式会社LRM部門COO兼取締役兼KPMGリーガル(日本)ヘッド |            |
|                                                                                                                                            | 2003年7月 MDPビジネスアドバイザー株式会社代表取締役(現任)                      |            |
|                                                                                                                                            | 2012年9月 国際大学MBAコース非常勤講師                                 |            |
|                                                                                                                                            | 2016年9月 ドイツェ・アセット・マネジメント株式会社監査役                         |            |
| 2020年10月 神戸大学大学院法学研究科GMAP客員教授                                                                                                              |                                                         |            |
| 2024年4月 国際商取引学会理事(現任)                                                                                                                      |                                                         |            |
| 【補欠の社外監査役候補者とした理由】<br>金融機関、監査法人グループ企業での法務・コンプライアンス、及びM&Aに係る実務経験、並びに監査役としての業務経験から、財務会計及び内部統制に関する知見を持ち合わせており、監査役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。 |                                                         |            |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 内田芳樹氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 内田芳樹氏は補欠の社外監査役候補者であり、当社は、同氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出する予定であります。
4. 監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。  
当社は、監査役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外監査役との間で当社への損害賠償責任を法令が規定する額の範囲内とする契約を締結できる旨を定めております。補欠監査役候補者である内田芳樹氏が監査役に就任した場合、同氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないことを条件として、当社に対して賠償すべき額は、法令が規定する額の範囲内とし、この範囲を超える監査役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員がその職務に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。補欠監査役候補者である内田芳樹氏が監査役に就任した場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。

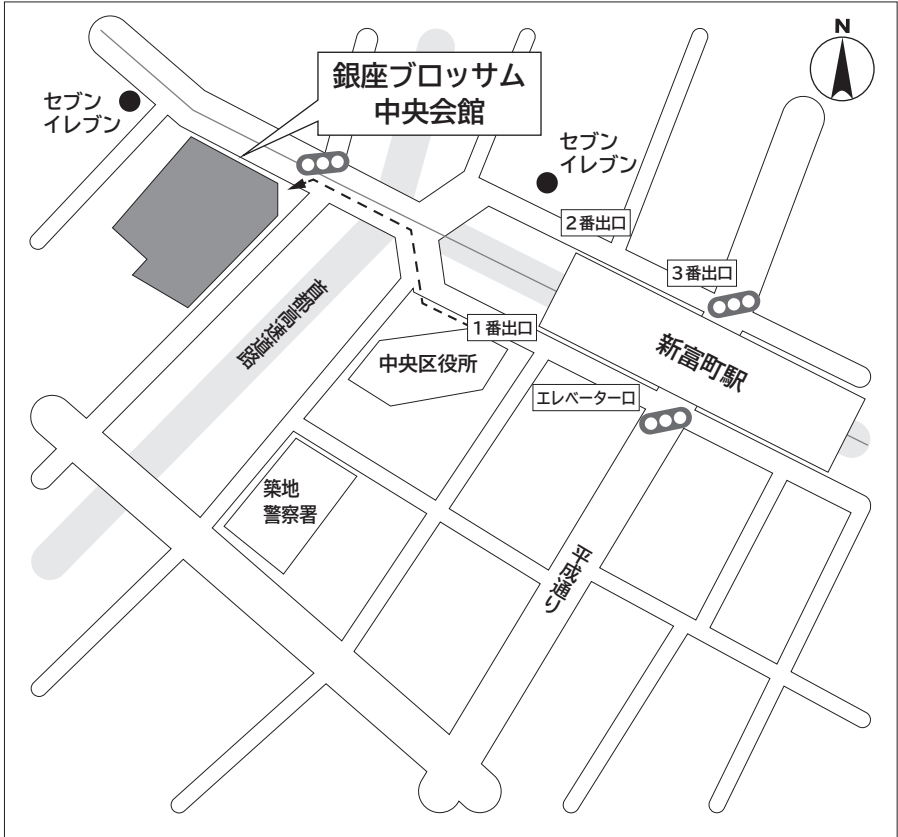
以上



# 株主総会会場ご案内図

会場：銀座ブロッサム中央会館

住所：東京都中央区銀座2-15-6  
TEL：03-3542-8585



【アクセス】 有楽町線 新大塚駅1番出口 徒歩1分

※当日は、お車でのご来場はお控えください。

第48期定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

1. 企業集団の現況
  - (1) 当連結会計年度の事業の状況
    - ①事業の経過及び成果
    - ②次期の見通し
  - (2) 財産及び損益の状況
  - (4) 対処すべき課題
  - (5) 主要な事業内容
  - (6) 主要な営業所等
  - (7) 従業員の状況
  - (8) 主要な借入先の状況
  - (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
2. 株式の状況
3. 新株予約権等の状況
5. 会計監査人の状況
6. 業務の適正を確保するための体制
7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
8. 連結貸借対照表
9. 連結損益計算書
10. 連結株主資本等変動計算書
11. 連結注記表
12. 貸借対照表
13. 損益計算書
14. 株主資本等変動計算書
15. 個別注記表
16. 連結計算書類に係る会計監査人監査報告
17. 会計監査人監査報告
18. 監査役会監査報告

(2023年7月1日から2024年6月30日まで)  
株式会社SANKO MARKETING FOODS

# 事業報告

(2023年7月1日から  
2024年6月30日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社グループは、当連結会計年度において、株式会社ジーエス（2023年12月1日付で株式会社総合食品販売に商号変更）及び株式会社サンハイ（2023年12月1日付で株式会社ジーエスサンハイに商号変更）は重要性が増したこと、また、2023年12月25日付で、株式会社SANKO INTERNATIONALを新設したことから連結の範囲に含めております。

さらにAKIKO SERVICE AND TRADING JOINT STOCK COMPANYを当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

当連結会計年度（2023年7月1日～2024年6月30日）における連結業績は、売上高は93億28百万円（前年同期比31.0%増加）、営業損失は6億83百万円（前年同期は営業損失7億48百万円）となりました。また、経常損失は6億83百万円（前年同期は経常損失7億49百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は7億11百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失7億84百万円）となりました。

当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症における行動制限の撤廃に伴い、経済・社会活動の正常化による人流の回復や個人消費の持ち直しとインバウンド需要の増大等が下支えとなり、外食事業においては需要の高まりが見られました。

一方で、少子高齢化に伴う労働人口の減少、原材料価格やエネルギー価格の高騰、急激な円安進行による物価高が外食事業のコストを押し上げる要因になっていること、さらには福島第一原発のALPS処理水問題に端を発する水産物の輸出先国による輸入制限措置や全国的な漁獲量の減少傾向が水産事業の回復に水を差す形となっていることなど、不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、「とるうるつくる全部、SANKO」をスローガンに、飲食事業で培った強みを活かして水産の産地に入り、生産者とともに歩む「産地活性化プラットフォーム」として「価値ある食文化の提案」を行うべく、水産の6次産業化を成長基盤とするために事業構造を大きく転換してまいりました。

水産事業においては、漁業者の生活の安定と向上とお客様満足の両立を目的として、2023年9月に下田の漁業者から、漁獲、魚種、相場に関わらず全量買取りする取り組みを開始いたしました。この取り組みをSANKO船団と称し、自社専用船とともに朝獲れの新鮮な魚介類を、当社直営店舗に多段階流通を経ずに卸す試み（DAY-ゼロ便）を始めており、お客様から大変なご好評をいただいております。

SANKO船団は、2024年6月末日時点で自社船を含めて計5隻（月間漁獲高目標値3.5トン）となっており、今後もこの取り組みの輪を広げ、漁業者とお客様がともに幸せになる取り組みを進めてまいります。

また、2023年4月に出店した小売店（鮮魚店）「漁港産直積極魚食『サカナタバタイ』」（千葉県市川市MEGAドン・キホーテ本八幡店内）では、近年魚食離れが進む我が国において、魚の食べ方、美味しさ、種類や旬などをお客様に知ってもらうため『漁港産直』の鮮魚だけでなく『積極魚食』を謳い、飲食店の料理人が監修するサカナ惣菜や希少部位、未利用魚などを無駄なく活用することで、「サカナタバタイ！」と若年者層から高齢者層まで幅広く支持されるお店づくりに努めており、今後の出店につながるノウハウを得ました。加えてグループ会社の水産6次産業化の強みを活かした新業態として2024年2月に「炙り屋せん」（東京都江東区、豊洲市場隣接「豊洲千客万来」内）及び「船上すしみこう」（東京都新宿区）を新規出店いたしました。

水産流通カテゴリーに属するグループ会社の状況は、豊洲市場の大卸である総合食品株式会社については、当社グループ傘下に入ったことによるシナジー効果と新たに強化している水産物の海外輸出の効果もあり売上高が回復傾向にあります。浜松市場の仲卸である株式会社SANKO海商については、「仲卸からの脱却」を経営方針として掲げ、強みであるマグロ加工と商品開発力を生かし、「マグロ餃子」「マグロメンチ」などの新商品を投入するなど、利益体質への転換を進めております。

さらに、当社は2024年7月に千葉県地方卸売市場の仲卸である株式会社津田食品（千葉県千葉市）と資本業務提携契約を締結いたしました。この資本業務提携により、当社グループの沼津・下田・浜松・豊洲の水産商品を中心とした既存の調達リソース及び各所飲食店・小売店の販路に、同社が持つ千葉エリア他の販路・物流機能が加わり、水産資源の付加価値を高める加工・流通部門を強化してまいります。

なお、水産卸売業で扱う輸出取引は福島第一原発のALPS処理水問題により大きな影響を受けたことから、今後は北米や欧州など輸出の仕向地を拡げることで地政学リスクを考慮しつつ、さらなる輸出取引の拡大を行ってまいります。

飲食事業においては、業績回復が著しい「アカマル屋」が、既存店2019年（コロナ前）同月対比で100%を超え続けるなど、コロナ禍で変化したお客様ニーズにマッチするブランドとして成長を続けております。2024年2月に「アカマル屋」野方店、2024年5月に累計15店舗目となる「アカマル屋」ひばりヶ丘店を新規出店しました。また、水産の6次産業化を目指す当社グループのシナジー効果を最大化できる「アカマル屋鮮魚店」（現在5店舗）では、まぐろの解体ショーを定期的実施しているほか、SANKO船団の漁獲の最大活用により、魚価の相場の高騰に関わらず、原価の抑制を実現できるだけでなく、「DAY-ゼロ鮮魚」（漁獲からお客様のテーブルまでを24時間以内につなぐ取り組み）によって産地における魚本来の価値をお客様にダイレクトに伝え、お客様満足ならびに漁業者の生活の安定と向上の両方を達成するブランドとして育成しております。

なお、「アカマル屋」は、投資効率の高いブランドであり、引き続きブランドの磨き上げを行い、商圈及び立地条件を見極めた上で積極的に出店してまいります。

また、当社は、2023年12月より東海エリアの大型商業施設内フードコート等で飲食店9店舗を承継し運営を開始、地位承継時に一時的な出店経費が発生いたしました。大型商業施設内の飲食ノウハウを蓄積し今後の積極的な出店を視野に入れてまいります。2024年4月には、承継した店舗のうち1店舗を「まぐろの海商」（海鮮どんぶり）として、イオンモール浜松市野フードコート内にリニューアルオープンいたしました。マグロー筋40年の目利きが仕入れ、自社船を含むSANKO船団が漁獲する魚と豊洲の大卸・総合食品の仕入れを最大活用した海鮮をふんだんに活用したメニューを提供しております。さらに、2024年7月より水産6次産業化による独自の強みを活かした新メニューを各店舗へ展開、鮮度抜群の新鮮な魚介類を使用した海鮮丼や、サクサクの天ぷらが楽しめる天ぷらセット、ボリューム満点の定食や天丼メニューなど、多彩な料理を取り揃え、お客様満足度を追求してまいります。

官公庁等を中心とする食堂施設の運営受託事業は、「産地活性化プラットフォーム」として、農林水産省内の職員食堂である「あふ食堂」を中心に官公庁食堂群を活用し、全国自治体・各種団体と連携し全国産地の郷土料理や食材をテーマにしたイベントの開催に取り組むことで、食堂運営受託の枠を超えた産地活性化への挑戦と食堂利用のお客様満足度を官民一体で両立させる取り組みを推進いたしました。「令和6年能登半島地震」により甚大な被害を受けた石川県の生産者の方々へ、「いま、私たちにできること」として、当社受託食堂で漁業者の方々を応援する企画の実施や、石川県食材を使ったメニュー販売、当社運営受託の6省庁10店舗にて、石川県食材の情報発信など行いました。こうした取り組みが同じ漁業関係者・水産加工事業者の支援に繋がり、提供する商品を食べて応援消費することで、再開に向け努力されている地元石川県の方々の一助となりますことを切に願っております。

運営受託店舗については、2024年5月九段第二合同庁舎（東京都千代田区）内地下一階に「東京チカラめし」をお召し上がりいただける「東京チカラめし食堂」、同月東京大学医学部附属病院内の職員食堂に「あふ東大病院食堂」を新規出店しました。

こうした取り組みの結果、飲食事業部門として、コロナ禍の影響が漸次的に薄れた2023年以降、緩やかに売上が回復し、事業ユニットとして黒字転換を果たしました。

当社の経営上の課題は、コロナ禍において戦略的に撤退した飲食店舗の売上高を補完することであり、水産サプライチェーンの構築とともに、これを最大活用した（「アカマル屋鮮魚店」等の）店舗出店が達成されることで、会社の業績回復に寄与するものであると認識しております。

出退店につきましては、直営店18店舗及び運営受託店2店舗を新規出店いたしました。また、直営店1店舗、運営受託店1店舗及びフランチャイズ店（海外ライセンス店）2店舗を閉店いたしました。これにより当連結会計年度末における店舗数は、直営店55店舗（うち運営受託店12店舗）まで回復し、フランチャイズ店（運営委託店舗含む）は海外（香港）2店舗、国内2店舗で計4店舗となりました。

また、当社は、急激な経済成長を続けるベトナムにおいて、ハイエンド顧客のニーズにマッチする日本食レストランを運営するために、ベトナム現地法人であるHOANG SON INVESTMENT AND CONSULTANCY LIMITED COMPANYと合弁会社（AKIKO SERVICE AND TRADING JOINT STOCK COMPANY）を2024年5月に設立いたしました。

さらに当社は、急激に進行する円安を背景として、国外の成長市場に対して我が国が誇る水産資源等を積極的に輸出するために、株式会社ガリュウトレーディングと合弁契約を締結し、2023年12月に新会社である株式会社SANKO INTERNATIONALを設立いたしました。

このように、当社グループの水産資源の国内調達力とこれまで培ってきた飲食事業のノウハウを、成長著しい特定の海外市場に展開することで将来の収益の柱となる事業の育成を開始いたしました。

財務面では、2023年1月に発行した第5回新株予約権の行使により5億63百万円を調達し、また、2024年4月に発行した第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第6回新株予約権の行使により2億2百万円を調達しました。手元流動性を高めるとともに、調達資金を成長戦略へ投資することで確実な成長と業績の向上に努めてまいります。

業態別の売上状況は次のとおりであります。

| 区 分       | 第47期(前連結会計年度)<br>(2023年6月期) |      | 第48期(当連結会計年度)<br>(2024年6月期) |      | 前連結会計年度比 |       |
|-----------|-----------------------------|------|-----------------------------|------|----------|-------|
|           | 金 額                         | 構成比  | 金 額                         | 構成比  | 金 額      | 増減率   |
|           | 百万円                         | %    | 百万円                         | %    | 百万円      | %     |
| アカマル屋     | 1,254                       | 17.6 | 1,682                       | 18.0 | 428      | 34.1  |
| 焼 肉 万 里   | 236                         | 3.3  | 279                         | 3.0  | 42       | 18.0  |
| 金 の 蔵     | 231                         | 3.3  | 161                         | 1.7  | △70      | △30.4 |
| 運 営 受 託   | 488                         | 6.9  | 492                         | 5.3  | 3        | 0.8   |
| 水 産 事 業   | 4,151                       | 58.3 | 5,463                       | 58.6 | 1,312    | 31.6  |
| そ の 他 業 態 | 757                         | 10.6 | 1,249                       | 13.4 | 492      | 65.0  |

## ② 次期の見通し

新型コロナウイルス感染症拡大の鈍化に伴い、新たな消費拡大が期待できる一方、原材料・エネルギー価格・物流コスト・人件費の上昇など、厳しい経営環境が続くことが予想されます。こうした状況のもと、2025年6月期の連結業績予想は、外食事業部門が直营店55店舗体制まで回復していること、水産事業部門、とりわけ豊洲市場の総合食品株式会社の売上回復が見込まれることから、売上高108億37百万円、営業利益1億59百万円、経常利益1億71百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1億33百万円を見込んでおります。

水産事業のサプライチェーン構築は順調に進み、下田を拠点とした漁業から浜松、沼津、豊洲の加工・流通、飲食店・鮮魚店・催事販売まで繋ぐ産地活性化プラットフォームを構築いたしました。今後は、水産6次産業化を武器にした当社グループ独自の商品開発を付加価値の源泉として進めてまいります。

飲食事業は、コロナ禍から脱却後の新たな日常生活に対応した「アカマル屋」業態の業績は順調に推移するとともに新規出店を続け、安定した運営を行う官公庁等を中心とする食堂施設の運営受託事業は全国各地の食材とコラボ企画を行うなど独自の運営モデルを構築、東海エリアの大型商業施設内フードコート飲食店は水産6次産業化による独自の強みを活かした新メニューを各店舗へ展開するなど、さらに業態ブラッシュアップを進めてまいります。

その他事業は、国外の成長市場に対して我が国が誇る水産資源等の輸出を積極的に進め、清掃などB to Bの法人営業に注力し、当社グループ総合力で水産6次産業化のネットワーク拡大に注力してまいります。

## (2) 財産及び損益の状況

### ①企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                          | 第 46 期<br>(2022年 6 月期) | 第 47 期<br>(2023年 6 月期) | 第 48 期<br>(当連結会計年度)<br>(2024年 6 月期) |
|------------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                   | 2,410                  | 7,119                  | 9,328                               |
| 経 常 損 失 (△)(百万円)             | △305                   | △749                   | △683                                |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失 (△)(百万円) | △439                   | △784                   | △711                                |
| 1 株 当 た り (円)<br>当期純損失 (△)   | △24.55                 | △40.94                 | △28.60                              |
| 総 資 産(百万円)                   | 2,311                  | 2,473                  | 2,383                               |
| 純 資 産(百万円)                   | 559                    | 375                    | 327                                 |

### ②当社の財産及び損益の状況

| 区 分                        | 第 45 期<br>(2021年 6 月期) | 第 46 期<br>(2022年 6 月期) | 第 47 期<br>(2023年 6 月期) | 第 48 期<br>(当事業年度)<br>(2024年 6 月期) |
|----------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                 | 2,102                  | 2,002                  | 3,034                  | 3,836                             |
| 経 常 損 失 (△)(百万円)           | △1,426                 | △246                   | △595                   | △581                              |
| 当期純損失 (△)(百万円)             | △1,817                 | △454                   | △720                   | △656                              |
| 1 株 当 た り (円)<br>当期純損失 (△) | △114.48                | △25.35                 | △37.59                 | △26.41                            |
| 総 資 産(百万円)                 | 2,183                  | 2,228                  | 2,042                  | 2,024                             |
| 純 資 産(百万円)                 | 488                    | 534                    | 416                    | 440                               |

## (4)対処すべき課題

当社は、首都圏一等立地に構える大型・空中階の「総合型居酒屋」への需要が減少したこと、及び新型コロナウイルス感染症拡大の時期において、主力事業である都心部の店舗を一気に閉店し、売上高の規模を失う反面事業構造を大きく転換し、新たな事業の柱を構築しに行ったことにより、前事業年度まで6期連続の営業損失を計上しております。なお、当社は2022年6月期より連結計算書類を作成しており、前連結会計年度まで2期連続の営業損失を計上しております。当連結会計年度においては、営業損失6億83百万円、経常損失6億83百万円、親会社株主に帰属する当期純損失7億11百万円を計上し、営業キャッシュ・フローは8億80百万円のマイナスとなりました。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりますが、今後の資金計画を検討した結果、当面の事業活動の継続性



に懸念はありません。以下に記載のとおり、当該事象又は状況を改善するための対応策を実施していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

#### (1) 収益改善施策の実施

現在、当社グループは短・中期的な事業構造改革を推し進めており、収益の改善を目指し次の施策に取り組んでおります。

##### ① 水産事業の6次産業化モデルの構築

当社グループは、「とるうるつくる全部、SANKO」をスローガンに、当社グループ独自の事業ポートフォリオの構築を目的として、既存事業とのシナジーを追求した水産事業の6次産業化モデルを構築いたします。

2020年に静岡県沼津市を起点にスタートした水産プロジェクトは、沼津・下田で水揚げされた近海物の鮮魚や加工品等を当社飲食直営店舗で提供するだけでなく、法人営業による販路開拓を行うことによって、事業成長の推進力となりました。また、2023年には提携する漁業者からの鮮魚を漁獲、魚種、相場に関わらず一定の価額で全量買取りする取り組みを開始いたしました。

当社グループは、水産サプライチェーンを構築することを目的として、2021年11月に水産仲卸の株式会社SANKO海商（静岡県浜松市）、2022年7月に豊洲市場で7社しかない水産物卸売会社（大卸）である総合食品株式会社（東京都江東区）を子会社化いたしました。また、2023年4月に水産物の小売店（鮮魚店）「漁港産直積極魚食『サカナタペタイ』」（千葉県市川市MEGAドン・キホーテ本八幡店内）を新規出店、2023年10月にエンターテイメント型マグロ解体ショーのパイオニアである一般社団法人全国鮪解体師協会と業務提携、2024年2月に「炙り屋せん」（東京都江東区、豊洲市場隣接の「豊洲千客万来」内）、及び「船上すしみこう」（東京都新宿区）を新規出店いたしました。両店舗は、SANKO船団が漁獲する朝獲れ鮮魚（船直便）や豊洲大卸の総合食品及び浜松仲卸のSANKO海商といったグループ会社の仕入力を最大限に活かした新業態の店舗であります。

当社グループは、これからも全国の産地に入り込み、地域の皆様（地元漁業者や漁協その他水産事業者、地方自治体等）とともに地域ビジネスの創出に取り組む、これまで飲食事業で蓄積した3次産業のノウハウを活かした「売れるものを創る」ことで、水産事業の6次産業化モデルの構築を引き続き進めてまいります。

当社は、当社グループのサステナビリティ基本方針に沿った持続的な成長と、中長期的な企業価値の向上を果たすべく、「生産者とともに歩む『産地活性化プラットフォーム』」を目指してまいります。

##### ② 店舗事業における収益基盤の再構築（水産シナジー、高効率、ライセンス等）

テレワークの定着や外出自粛等の影響から、お客様の消費行動の中心は都市部から郊外に分散されつつあり、この傾向は今後も続くものと想定されます。これまでの串焼きやおでん、煮込み料理を中心とした大衆酒場「アカマル屋」のほか、当社グループシナジーを最大化し、かつ、お客様に還元するための新

業態として、「アカマル屋鮮魚店」を開発いたしました。「アカマル屋鮮魚店」は鮮魚店併設型の大衆酒場であり、下田・沼津からの朝獲れ鮮魚や浜松のSANKO海商、豊洲の総合食品と連携したまぐろの解体ショーの実施など連日お客様で賑わう新しいコンセプトの大衆酒場であります。これら「アカマル屋」のビジネスモデルは、高効率かつ高収益モデルのブランドであり、今後、商圈及び立地条件を見極めた上で積極的に出店してまいります。なお、2024年4月には、承継した店舗のうち1店舗を「まぐろの海商」（海鮮どんぶり）として、イオンモール浜松市野フードコート内にリニューアルオープンいたしました。「まぐろの海商」は、マグロ一筋40年のSANKO海商の目利きが仕入れ、職人が加工するマグロや鮮魚をメインにした丼や、自社船を含むSANKO船団が漁獲する魚と豊洲の大卸・総合食品の仕入力を最大活用した海鮮をふんだんに活用したメニューを提供しております。

また、多額な固定資産投資を伴わない受託事業では、今後もこれらの事業について慎重な出店判断を行ってまいります。「東京チカラめし」につきましては、今後もアジア地域でのライセンス契約獲得に取り組んでまいります。

### ③ コストの削減

当社グループの取り組みとして、引き続きコストの見直し及び削減をより強力に進めてまいります。具体的な取り組みとして、業務プロセス及びITシステムの見直しによって業務の省力化を実現することで、人件費等をより一層極小化いたします。さらに本社費用等、様々な施策によりコストを削減いたします。

## (2) 財務基盤の強化

### ① 資本注入

2023年1月に発行した第5回新株予約権の行使により5億63百万円を調達いたしました。調達した資金は、運転資金、新規出店資金及び新規事業資金等に充当してまいります。また、2024年4月に発行した第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第6回新株予約権の行使により2億2百万円の調達しました。調達した資金は、運転資金、新規出店資金及び新規事業資金等に充当してまいります。

### ② 金融機関との関係強化

前述した収益改善施策の実施による営業収支の改善効果が表れるには一定の時間を要することから、今後も安定した資金繰り管理を目的として金融機関との関係強化と調達交渉に努めてまいります。

### ③ 運転資金の十分な確保

事業の利益管理をより一層強化し、また、経営環境の変化を慎重に見極めながら投資を実行し、確実な回収を実現することで、運転資金の十分な確保に努めてまいります。

以上のように、当連結会計年度において進める構造改革の効果が経常的に見

込まれることから、収益改善及び財務基盤の強化が図られ、これによって安定的に営業取支が改善する見込みであります。

株主の皆様におかれましては、今後一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容 (2024年6月30日現在)

当社は、串焼きと煮込みが名物の大衆酒場「アカマル屋」、肉問屋直送の厚切り肉が名物の「焼肉万里」等の各業態を柱とし、首都圏を中心に外食事業を展開しております。

また、水産事業を立ち上げ、消費者に最も近い飲食店舗の運営者としての経験を活かし、「水産の6次産業化」を展開しております。

## (6) 主要な営業所等 (2024年6月30日現在)

### ① 当社

本 店 東京都中央区  
本 社 東京都新宿区  
支 店 静岡県沼津市  
店 舗 直営店55店舗 (東京都30店舗、神奈川県5店舗、埼玉県8店舗、千葉県1店舗、茨城県1店舗、静岡県2店舗、愛知県7店舗、三重県1店舗)

### ② 子会社

株式会社SANKO海商  
本 店 静岡県浜松市  
総合食品株式会社  
本 店 東京都江東区

## (7) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況 (2024年6月30日現在)

| 従 業 員 数 | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|---------|-----------------------|
| 237名    | +17名                  |

### ② 当社の従業員の状況 (2024年6月30日現在)

| 従 業 員 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 179名    | +16名      | 43.0歳   | 6.9年        |

(注) 従業員数は、就業人員であります。また、上記の他に、当事業年度末日現在741名のアルバイトを雇用しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2024年6月30日現在)

| 借 入 先        | 借 入 額  |
|--------------|--------|
| 株式会社商工組合中央金庫 | 200百万円 |
| 株式会社りそな銀行    | 63百万円  |
| 株式会社みずほ銀行    | 37百万円  |
| 沼津信用金庫       | 34百万円  |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年11月28日開催の取締役会において、株式会社牧原水産が運営する飲食店舗9店舗を運営する決議及び同日付で同店舗の契約上の地位の移転に関する契約を締結し、2023年12月1日付で同店舗の運営を開始いたしました。

## 2. 株式の状況 (2024年6月30日現在)

|              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 43,072,000株                 |
| (2) 発行済株式の総数 | 27,062,105株 (自己株式4,700株を含む) |
| (3) 株主数      | 24,434名                     |
| (4) 大株主      |                             |

| 株主名                                                                            | 持株数        | 持株比率   |
|--------------------------------------------------------------------------------|------------|--------|
| 平林隆広                                                                           | 3,506,800株 | 13.0 % |
| 株式会社 T L F                                                                     | 2,519,700  | 9.3    |
| BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME<br>BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY | 1,819,105  | 6.7    |
| 有限会社神田コンサルティング                                                                 | 1,581,900  | 5.8    |
| 平林実人                                                                           | 1,048,000  | 3.9    |
| 株式会社 S B I 証券                                                                  | 764,051    | 2.8    |
| アサヒビール株式会社                                                                     | 623,500    | 2.3    |
| 岩元重成                                                                           | 270,000    | 1.0    |
| J P モルガン証券株式会社                                                                 | 163,094    | 0.6    |
| マネックス証券株式会社                                                                    | 153,235    | 0.6    |

(注) 上記のほか、当社は自己株式を4,700株保有しております。また、上記持株比率は自己株式を控除して算出しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### 第2回転換社債型新株予約権付社債

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議の日          | 2024年3月27日                                                                                                                                                                                                                                       |
| 新株予約権の総数        | 40個                                                                                                                                                                                                                                              |
| 各社債及び新株予約権の発行価額 | 本社債：金5,000,000円（各社債の金額100円につき金100円）<br>新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。                                                                                                                                                                             |
| 当該発行による潜在株式数    | 普通株式1,217,280株<br>（新株予約権1個につき30,432株）<br>(1) 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が全て当該当初転換価額である164.3円で転換された場合における交付株式数です。<br>(2) 上限転換価額はありません。<br>(3) 下限転換価額（以下「下限転換価額」といいます。）は、86.5円であり、本新株予約権付社債が全て当該下限転換価額で転換された場合における最大交付株式数は、2,312,120株（新株予約権1個につき57,803株）です。 |
| 転換価額            | 当初転換価額 164.3円                                                                                                                                                                                                                                    |
| 償還期日            | 2025年4月11日                                                                                                                                                                                                                                       |
| 新株予約権付社債の残高     | 85百万円                                                                                                                                                                                                                                            |

#### 第6回新株予約権

|              |                                                                                                         |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議の日       | 2024年3月27日                                                                                              |
| 新株予約権の総数     | 30,000個                                                                                                 |
| 新株予約権の発行価額   | 総額 876,000円（本新株予約権1個あたり 29.2円）                                                                          |
| 当該発行による潜在株式数 | 普通株式3,000,000株<br>（本新株予約権1個につき100株）<br>上限行使価額はありません。<br>下限行使価額は86.5円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は3,000,000株です。 |
| 行使価額         | 当初行使価額 164.3円                                                                                           |
| 行使期間         | 2024年4月15日から2026年12月14日まで                                                                               |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 ひかり監査法人

### (2) 当事業年度に係る報酬等の額

- |                                               |       |
|-----------------------------------------------|-------|
| ① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の<br>監査業務に係る報酬等の額 | 37百万円 |
| ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭そ<br>の他の財産上の利益の合計額  | 37百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、監査計画の内容並びに同業他社及び同売上規模他社の会計監査人の報酬等の額に基づき、見積りを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項以外の非監査業務の内容  
該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合等には、監査役会が、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「行動基準」、「企業倫理綱領」、「コンプライアンス規程」及び「役員コンプライアンス・マニュアル」等の内部統制構築の基礎となる各種規程・マニュアルを制定し、役員及び全従業員の行動規範とし、実効性のある内部統制の構築を推進する。

- ② コンプライアンス対策の統括は取締役会で選任された、チーフ・コンプライアンス・オフィサーが担い、コンプライアンス・ホットライン及び労務ホットラインの設置による情報提供制度を構築し、運用する。
- ③ 当社内部監査室は、当社グループの内部統制システムが有効に機能し、運営されているか調査し、整備方針・計画の実行状況を監視する。調査結果は、当社代表取締役社長に報告する。
- ④ 社外取締役制度を採用し、企業経営その他の経験が豊富な社外取締役が取締役会に加わることで、代表取締役を含む取締役会の牽制機能を図る。
- ⑤ 「行動基準」、「企業倫理綱領」及び「反社会的勢力対応規程」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して妥協せず、反社会的な個人・グループ等からの不当、不法な要求には一切応じないことを宣言する。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ① 「文書管理規程」を徹底し、取締役の職務執行状況や取締役会議事録を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録して、適切に保存及び管理（廃棄を含む）する。
- ② 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 取締役は、法令及び金融商品取引所の諸規則等に従い、開示すべき情報を適時かつ適正に開示する。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスクマネジメント基本規程」を制定し、取締役及び執行役員により主として構成されるリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループ全体の各種リスクを評価・分析し、発生したリスクを円滑に経営陣へ伝達する。
- ② 「危機管理規程」を制定し、地震、火災、風水害、及び風評等の危機対策に加え、BSE、鳥インフルエンザその他の食の安全を脅かす予期せぬリスクの発生可能性を十分認識、警戒し、新たに生じた重大リスクについても「危機管理規程」に従い、社長が本部長、経営管理本部が事務局を務める危機対策本部を中心にすみやかに対応、対処する。
- ③ 食に携わる企業として、食品の安心と安全を確保する体制を整備することが最優先であると認識し、品質管理委員会を設置し、当社グループ全体の平時の食品衛生管理を徹底するとともに、万が一問題が発生したときは、直ちに適切な対応を行う。
- ④ 食の品質、安全、コンプライアンス、環境及び情報セキュリティに係るリスク等について、「店舗マニュアル」、「コンプライアンス・マニュアル」及び「情報管理規程」等を制定する。
- ⑤ ITの活用を図るとともに、システムリスクの発生等ITを利用することにより生ずる新たなリスクの発生に対応すべく、IT監査をはじめとする適切な管理体制とITコンティンジェンシープランの整備を行う。



#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期経営計画を策定し、当社グループ全体の経営目標を設定する。また、中期経営計画は、外的環境や内部資源の変化に柔軟に対応するべく事業年度毎に見直しを行う。
- ② 中期経営計画に連動した年間行動計画を策定し、業績目標と予算を設定し、部門別及び子会社別の予算管理と月例の業績報告により適切な対策を講じる。
- ③ 取締役会に付議すべき事項は、「取締役会規程」において定め、付議にあたっては、ビジネスジャッジメントルールに基づき、事前に議題に関する十分な資料が全取締役 に配布される体制を整備する。
- ④ 「取締役規程」、「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」において、業務執行の責任者、執行手続きを明確に定め、効率的な運用を図るとともに、重要な情報が適時かつ適切に関係者に伝達される仕組みを整備する。
- ⑤ 業界や取引先のITへの対応状況及び社内のIT利用状況を理解し、内部統制におけるIT全般統制及びIT業務処理統制の方針を定め、その整備を行い、業務の効率化と財務報告の信頼性向上を図る。

#### (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社を含む業務プロセスの適切性について、金融商品取引法の要請を踏まえて策定される業務のフローチャートやリスクコントロールマトリクスを参考に「業務マニュアル」を策定し、業務内容の適切性についても定期的に見直す。
- ② 「関係会社管理規程」に基づき、子会社を含めたコンプライアンス体制、リスク管理体制を整備するとともに、内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン及び労務ホットライン）の子会社への適用及び当社の内部監査部門にて子会社への業務監査を実施する。

#### (6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性及び適正性を確保並びに金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書を提出するために必要な体制の整備及び運用を行い、その有効性を定期的に評価するとともに評価結果を取締役に報告する。

#### (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて合理的な範囲で配置する。また、当該使用人の任命、異動及び評価等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。
- ② 使用人は、監査役会の職務を補助するに際して、監査役会の指揮命令下で職務を遂行し、当該職務以外の業務を指示された場合にあっては監査役会の指示事項を優先的に処理する。

**(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役会は、取締役及び使用人が当社グループに重大な影響を及ぼす事項を監査役に直接報告することができる体制を構築する。また、当社グループの取締役及び使用人は、監査役会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ② 報告の方法については、取締役と監査役の協議により決定する。
- ③ 取締役は、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインや労務ホットラインへの通報状況及びその内容を監査役にすみやかに報告する。
- ④ その他、監査役は自ら必要と考える社内会議に随時出席し、また必要と考える事項の報告を役職員へ要請することができ、要請を受けた役職員は誠実かつ正確な報告が義務付けられる。

**(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査役会に前項の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。

**(10) 監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除いて、すみやかに当該費用または債務を処理する。

**(11) その他の監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役会と代表取締役との間で、定期的な意見交換会を実施する。
- ② 監査役会に対して、専門の弁護士や公認会計士から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- ③ 監査役が、取締役会を含む社内での重要な会議に出席し、また、社内各部門及び各店舗を直接監査、さらには必要に応じて内部監査室に指揮命令を行うことにより、監査の実効性を高める。

**(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

当社グループは、社会に存立する企業として、その社会的使命を自覚するとともに、高い倫理観を保持し、社会的な良識に従って行動し、社会の発展とお客様の生活向上に貢献するという「企業倫理綱領」の目的を達成するためにも、「行動基準」及び「反社会的勢力対応規程」において、反社会的な個人やグループ等からの不当、不法な要求には一切応じないことを宣言する。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期は、法令違反・不正行為等の早期発見及びそれらを未然に防止し、的確な管理・対応の方法を検討することで改善につなげ、リスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的発展を確保していくことを目的とし、「リスクマネジメント委員会」を開催いたしました。

また、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とし、「コンプライアンス・ホットライン」を当社指定の法律事務所に設置し、従業員からの法令等の違反に関する通報を受け付けております。

さらに、働きやすい環境作りを目的とし、「労務ホットライン」を当社指定の社会保険労務士事務所に設置することにより、就業環境の変化にすみやかに対応できる体制を整備しております。なお、通報のあった事項につきましては、適切な対応並びに監査役への報告を定期的に行っております。

その他、主な運用状況については以下のとおりです。

### (1) 重要な会議の状況

当期における取締役会は20回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性を高めるため、社外取締役が常時出席しました。

### (2) 監査役の職務の執行について

- ① 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社の代表取締役と適宜意見の交換を実施しております。
- ② 監査役は、内部監査室との間で、監査の結果等について積極的な連携を図れるよう、定期的な意見交換を行っております。

### (3) 内部監査の実施について

内部監査計画に基づき、組織監査、業務監査、会計監査、関係会社監査及び店舗監査を実施しております。

### (4) 反社会的勢力排除について

当期においては、前期より継続して取引先との契約書に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、新規取引先に対しては反社会的勢力への該当の有無を調査する等、徹底的に反社会的勢力の排除に努めております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,135	流動負債	1,180
現金及び預金	454	買掛金	401
売掛金	410	1年内返済予定の長期借入金	40
商品	118	1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	85
原材料及び貯蔵品	43	未払金	186
その他	114	未払費用	242
貸倒引当金	△5	賞与引当金	3
		その他	221
固定資産	1,247	固定負債	874
有形固定資産	563	長期借入金	303
建物及び構築物	400	リース債務	31
リース資産	32	退職給付に係る負債	92
その他	129	資産除去債務	173
無形固定資産	46	預り保証金	163
のれん	28	その他	110
その他	17	負債合計	2,055
投資その他の資産	638	純 資 産 の 部	
差入保証金	603	株主資本	313
関係会社株式	9	資本金	10
その他	24	資本剰余金	1,086
貸倒引当金	△0	利益剰余金	△782
		自己株式	△0
		その他の包括利益累計額	10
		為替換算調整勘定	0
		退職給付に係る調整累計額	9
		新株予約権	0
		非支配株主持分	2
		純資産合計	327
資産合計	2,383	負債・純資産合計	2,383

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		9,328
売上原価		6,394
売上総利益		2,933
販売費及び一般管理費		3,617
営業損失		△683
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	
貸倒引当金戻入益	4	
受取手数料	1	
雑収入	6	13
営業外費用		
支払利息	5	
株式交付費	7	
雑損失	0	13
経常損失		△683
特別利益		
受取損害賠償金	18	
その他	1	19
特別損失		
固定資産除却損	0	
減損損失	28	28
税金等調整前当期純損失		△693
法人税、住民税及び事業税	18	18
当期純損失		△711
非支配株主に帰属する当期純損失		△0
親会社株主に帰属する当期純損失		△711

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	10	1,124	△770	△0	364
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	283	283			566
転換社債型新株予約権付社債の転換	57	57			115
減 資	△340	340			-
欠 損 填 補		△720	720		-
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△711		△711
連 結 範 囲 の 変 動			△21		△21
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					-
当 期 変 動 額 合 計	-	△38	△11	-	△50
当 期 末 残 高	10	1,086	△782	△0	313

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計	
	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額				その他の包括利益累計額合計
当 期 首 残 高	-	9	9	1	-	375
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)						566
転換社債型新株予約権付社債の転換						115
減 資						-
欠 損 填 補						-
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)						△711
連 結 範 囲 の 変 動						△21
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	0	0	0	△0	2	2
当 期 変 動 額 合 計	0	0	0	△0	2	△47
当 期 末 残 高	0	9	10	0	2	327

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【連結注記表】

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 5社
連結子会社の名称 株式会社SANKO海商
総合食品株式会社
株式会社ジーエスサンヘイ
株式会社総合食品販売
株式会社SANKO INTERNATIONAL

連結範囲の変更

当連結会計年度において、株式会社ジーエス（2023年12月1日付で株式会社総合食品販売に商号変更）及び株式会社サンヘイ（2023年12月1日付で株式会社ジーエスサンヘイに商号変更）は重要性が増したことから連結の範囲に含めております。また、2023年12月25日付で、株式会社SANKO INTERNATIONALを新設したことから連結の範囲に含めております。

- ② 非連結子会社の数 1社
非連結子会社の名称 Dream come true協同組合
連結の範囲から除いた理由

子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社の数
該当事項はありません。

- ② 持分法を適用した関連会社の数 1社
持分法を適用した関連会社の名称
AKIKO SERVICE AND TRADING JOINT STOCK COMPANY
持分法適用範囲の変更

当連結会計年度においてAKIKO SERVICE AND TRADING JOINT STOCK COMPANYを新設したことから持分法適用の範囲に含めております。

- ③ 持分法を適用しない非連結子会社の数 1社
持分法を適用しない非連結子会社の名称 Dream come true協同組合
持分法を適用しない理由

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外しております。

④ 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社の決算日は12月31日ではありますが、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社SANKO海商及び総合食品株式会社の決算日は3月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法によっております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

先入先出法による原価法又は個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

原材料及び貯蔵品

主に最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

ハ. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(建物付属設備を含む) 10~18年

工具、器具及び備品 3~8年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

一部の連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 店舗閉鎖損失引当金

当社は、店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる損失額を計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理することとしております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、居酒屋を中心とした飲食業や水産物などの販売業を営んで

おり、顧客に商品及び関連するサービスの提供を行う義務を負っております。当該履行義務は、顧客に商品及び関連するサービスを提供した時点で充足されたと判断し、当該商品及びサービスを提供した時点で収益を認識しております。

なお、顧客への商品の提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。また、有償支給取引については、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該収益を認識しないこととしております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金

ハ. ヘッジ方針

金利スワップは金利変動リスクを回避する目的で行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑧ のれんの償却方法及び償却期間

5年以内の定額法により償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	563百万円
無形固定資産	46百万円
差入保証金	603百万円
減損損失	28百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各店舗等をグルーピングしております。また、本社については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。

当社グループは、店舗閉鎖の意思決定が行われた場合または営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである場合等に減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額するとともに、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により算定しております。正味売却価額については、主に不動産鑑定評価額に基づき算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを割り引いて算出しております。

割引前将来キャッシュ・フローは、次年度の予算及び事業計画を基礎としており、売上高成長率、売上原価率、人件費等を主要な仮定として織り込んでおり割引率は加重平均資本コストを基礎に算定しております。

割引前将来キャッシュ・フローの算出は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しております。一方で、将来の不確実性は高く、また、経済環境等の変化など仮定の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更
該当事項はありません。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物及び構築物	27百万円
その他(土地)	21百万円
計	48百万円

②担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	10百万円
長期借入金	23百万円
計	34百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 532百万円

7. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

用途	場所	種類	減損損失
店舗等	東京都千代田区他	建物等	28

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各店舗等をグルーピングしております。また、本社については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。

当社グループは、店舗閉鎖の意思決定が行われた場合または営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである場合等に減損を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額するとともに、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その種類ごとの内訳は、建物及び構築物14百万円、リース資産4百万円、その他有形固定資産9百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額または使用価値により算定しております。正味売却価額について、売却予定資産については、契約額、除去予定資産については、処分価額を0円として算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.2%で割引いて算出しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスの場合には0円として算定しております。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における
発行済株式の種類及び総数に関する事項
普通株式 27,062,105株
- (2) 当連結会計年度の末日における
新株予約権の目的となる株式の種類及び総数
普通株式 2,990,000株

9. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品の状況に関する事項
当社グループの資金運用は、短期的な預金や安全性の高い金融資産に限定し、資金調達は、銀行等金融機関からの借入による方針であります。デリバティブは借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。
 - ② 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
差入保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。
営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日で

あります。

未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

転換社債型新株予約権付社債及び長期借入金は、運転資金の調達を目的としたものであります。長期借入金のうち、変動金利による借入金は金利の変動リスクに晒されておりませんが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等によるリスク）の管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、「与信管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。

また、差入保証金については、取引開始時に信用判定を行うとともに契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

ロ. 市場リスク（金利の変動リスク）の管理

一部の連結子会社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するために、金利スワップ取引を利用しております。

ハ. 流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

資金担当部門が資金繰表を作成するとともに、手許資金と当座貸越契約により、適切な手許流動性を確保することで流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表価額9百万円）は、次表には含まれておりません。（(注)参照）

また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払費用、1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 差入保証金(*1) 貸倒引当金(*2)	580 △0		
	580	544	△36
資産計	580	544	△36
(1) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	343	333	△10
(2) 預り保証金	163	156	△6
負債計	507	490	△17
デリバティブ取引(*3)	—	—	—

(*1) 差入保証金は、将来返還されない金額を控除しております。

(*2) 差入保証金に対する貸倒引当金を控除して記載しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表 計上額
非上場株式 (関係会社株式)	9

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、これらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	544	—	544
資産計	—	544	—	544
長期借入金	—	333	—	333
預り保証金	—	156	—	156
負債計	—	490	—	490

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金及び預り保証金

差入保証金及び預り保証金の時価については、合理的に見積もった入金又は支払予定時期に基づき、元利金の合計額を、決算日現在の国債利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものであり、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

10. 資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を取得から4年～15年と見積り、割引率は0.0%～1.6%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	152百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	51百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△26百万円
期末残高	177百万円

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

店舗売上高	3,541
6次産業化 ※	5,463
その他売上高	323
顧客との契約から生じる収益	9,328
その他の収益	-
外部顧客への売上高	9,328

※ 6次産業化は、主に総合食品やSANKO海商を含む水産事業の売上であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ⑥重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた債権	410
契約負債 前受金	17

契約負債は、顧客からの前受金及びフランチャイズ契約締結時にオーナーから前受けする加盟金等に係る繰延収益であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

12. 企業結合に関する注記
該当事項はありません。

13. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	11円97銭
(2) 1株当たり当期純損失(△)	△28円60銭

14. 重要な後発事象に関する注記

(転換社債型新株予約権付社債の転換)

当連結会計年度末の翌日以降、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部権利行使が行われました。当該新株予約権付社債の転換の概要は下記のとおりであります。

① 行使された新株予約権の個数	13個
② 転換された社債額面金額	65百万円
③ 増加した資本金の額	32百万円
④ 増加した資本準備金の額	32百万円
⑤ 増加した株式の種類及び株式数 普通株式	586,780株

(資金の借入)

当社は、2024年7月26日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり借入を行いました。長期運転資金を目的に、金融機関からの借入を行うものであります。

(1) 借入金融機関	株式会社横浜銀行
(2) 借入金額	50百万円
(3) 契約締結日	2024年7月31日
(4) 借入実行日	2024年7月31日
(5) 利率	基準金利+スプレッド
(6) 返済期日	2031年7月31日
(7) 返済方法	元金均等返済
(8) 担保	無
(9) 保証	有(東京信用保証協会による保証)

貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	612	流動負債	854
現金及び預金	267	買掛金	184
売掛金	160	1年内返済予定の長期借入金	10
原材料	40	1年内償還予定の転貸社債型新株予約権付社債	85
貯蔵品	1	リース債務	10
前払費用	67	未払金	173
未収入金	40	未払費用	212
その他	38	未払法人税等	20
貸倒引当金	△4	前受金	2
固定資産	1,411	預り金	26
有形固定資産	460	前受収益	73
建物	345	資産除去債務	4
機械及び装置	22	その他	51
車両運搬具	0	固定負債	729
工具、器具及び備品	61	長期借入金	223
リース資産	26	リース債務	26
建設仮勘定	3	退職給付引当金	94
無形固定資産	7	資産除去債務	173
商標権	6	長期前受収益	2
ソフトウェア	0	預り保証金	107
投資その他の資産	943	その他	101
関係会社株式	210	負債合計	1,584
出資金	0	純資産	の部
長期貸付金	2	株主資本	439
関係会社長期貸付金	210	資本金	10
差入保証金	555	資本剰余金	1,086
長期前払費用	5	その他資本剰余金	1,086
その他	4	利益剰余金	△656
貸倒引当金	△45	利益準備金	0
		その他利益剰余金	△656
		繰越利益剰余金	△656
		自己株式	△0
		新株予約権	0
		純資産合計	440
資産合計	2,024	負債・純資産合計	2,024

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,836
売 上 原 価		1,442
売 上 総 利 益		2,394
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,972
営 業 損 失		△578
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3	
障 害 者 雇 用 調 整 金	1	
自 動 販 売 機 収 入	0	
雑 収 入	1	7
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2	
株 式 交 付 費	7	
雑 損 失	0	10
経 常 損 失		△581
特 別 利 益		
受 取 損 害 賠 償 金	18	
そ の 他	1	19
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
減 損 損 失	28	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	9	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	38	76
税 引 前 当 期 純 損 失		△638
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	18	18
当 期 純 損 失		△656

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本 剰余金			利 益 剰 余 金		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本剰余 金合計	利 準 備 金	そ の 他 剰 余 金 繰 上 り 金	利 剰 余 金 繰 上 り 金
当 期 首 残 高	10	-	1,124	1,124	0	△720	△720
当事業年度中の変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)	283	283		283			
転換社債型新株 予約権付社債の転換	57	57		57			
減 資	△340	△340	681	340			
欠 損 填 補			△720	△720		720	720
当期純損失(△)						△656	△656
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当事業年度中の変動額合計	-	-	△38	△38	-	63	63
当 期 末 残 高	10	-	1,086	1,086	0	△656	△656

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△0	414	1	416
当事業年度中の変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)		566		566
転換社債型新株予約権 付社債の転換		115		115
減 資		-		-
欠 損 填 補		-		-
当期純損失(△)		△656		△656
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)		-	△0	△0
当事業年度中の変動額合計	-	25	△0	24
当 期 末 残 高	△0	439	0	440

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～18年

工具、器具備品 3～8年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる損失額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理することとしております。

(5) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社は、居酒屋を中心とした飲食業を営んでおり、顧客に商品及び関連するサービスの提供を行う義務を負っております。当該履行義務は、顧客に商品及び関連するサービスを提供した時点で充足されたと判断し、当該商品及びサービスを提供した時点で収益を認識しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めておりました、「障害者雇用調整金」及び「自動販売機収入」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	460百万円
無形固定資産	7百万円
差入保証金	555百万円
減損損失	28百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記」に、同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(関係会社への投融資の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	210百万円
その他流動資産(1年内回収予定の長期貸付金)	25百万円
関係会社長期貸付金	210百万円
貸倒引当金	45百万円
関係会社貸倒引当金繰入額	38百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社への投融資については、実質価額が著しく低下した場合には、関係会社株式の実質価額の回復可能性及び関係会社貸付金の回収可能性を勘案し、相当の減損処理及び関係会社貸付金に対する貸倒引当金を計上しております。

当事業年度においては、関係会社貸付金に対する貸倒引当金繰入額38百万円を計上しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の関係会社の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更

該当事項はありません。

6. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 507百万円
- (2) 保証債務
 次の関係会社について、取引先からの仕入債務残高に対し、債務保証を行っております。
 株式会社SANKO海商 2百万円
 次の関係会社について、金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。
 総合食品株式会社 37百万円
- (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）
 短期金銭債権 61百万円
 短期金銭債務 43百万円
- (4) 取締役に対する金銭債権
 短期金銭債権 1百万円
 長期金銭債権 1百万円

7. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
 営業取引による取引高
 売上高 9百万円
 売上原価 307百万円
 販売費及び一般管理費 2百万円
 営業取引以外の取引高 12百万円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

用途	場所	種類	減損損失
店舗等	東京都千代田区他	建物等	28

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各店舗等をグルーピングしております。また、本社については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。

当社は、店舗閉鎖の意思決定が行われた場合または営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである場合等に減損を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額するとともに、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その種類ごとの内訳は、建物14百万円、工具、器具及び備品9百万円、リース資産4百万円、車両運搬具0百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額または使用価値により算定しております。正味売却価額について、売却予定資産については、契約額、除去予定資産については、処分価額を0円として算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.2%で割引いて算出しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスの場合には0円として算定しております。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 4,700株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失 221百万円

繰越欠損金 3,143百万円

その他 260百万円

繰延税金資産小計 3,626百万円

評価性引当額 △3,605百万円

繰延税金資産合計 20百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 △20百万円

繰延税金負債合計 △20百万円

繰延税金負債の純額 -1百万円

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	氏名又は会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社 SANKO 海商	静岡県浜松市	60	鮮魚及び魚介類、海産物の小売、卸売業、水産物の加工業他	(所有) 直接 100.0%	役員兼任 資金の貸付	資金の貸付(注1)	55	その他流動資産 関係会社 長期貸付金(注2)	25 210
							利息の受取(注1)	3	-	-
							当社の銀行借入金に対する土地・建物の担保提供(注2)	34	-	-
子会社	総合食品株式会社	東京都江東区	25	水産物卸売業、水産物及びその加工製品の売買並びにその受託及び輸出入他	(所有) 直接 100.0%	役員兼任	増資の引受(注3)	30	-	-
							関係会社株式の売却(注4)	24	-	-
							売却代金 売却損		9	-
							債務保証(注5)	37	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)

資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。上記貸付金に対し、当事業年度において、貸倒引当金45百万円を計上しております。また、当事業年度に38百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(注2)

当社の銀行借入金に対する担保として、株式会社SANKO海商が保有する土地・建物等を金融機関の担保に供しております。取引金額については、借入金の期末残高を記載しております。保証料の支払はありません。

(注3)

当社が総合食品株式会社の行った第三者割当増資を引き受けたものであります。

(注4)

関係会社株式の譲渡価額は対象会社の純資産等を勘案して買い手と協議により決定しております。

(注5)

総合食品株式会社の銀行借入に対して債務保証を行っております。保証料は収受してありません。

(3) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 11. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	16円24銭
(2) 1株当たり当期純損失(△)	△26円41銭

13. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表 14. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

以上

連結計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年8月23日

株式会社SANKO MARKETING FOODS

取締役会 御中

ひかり監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 野 中 泰 弘
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 川 添 晶 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SANKO MARKETING FOODSの2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SANKO MARKETING FOODS及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年8月23日

株式会社SANKO MARKETING FOODS
取締役会 御中

ひかり監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 野 中 泰 弘
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 川 添 晶 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SANKO MARKETING FOODSの2023年7月1日から2024年6月30日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室、その他使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月28日

株式会社SANKO MARKETING FOODS監査役会

常勤社外監査役 滝澤 正 樹 ㊟

社外監査役 三 村 藤 明 ㊟

社外監査役 山 下 貴 ㊟

以 上